

国内利用航空運送約款

国総貨規第六十六号認可年月日平成十六年八月十二日

目次

- 第一章 総則（第一条～第五条）
- 第二章 運送業務（第六条～第三十二条）
- 第三章 付帯業務（第三十三条～第三十五条）

第一章 総 則

（事業の種類）

第一条 当社は、航空運送事業者（航空法「昭和二十七年法律第二百三十一号」第二条第十六項に規定する航空運送事業者を経営する者をいう。）が行う貨物の運送に係る次の利用航空運送事業を行う。

第一種利用航空運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する事業をいう。）

第二種利用航空運送事業（同法同条第九項に規定する事業をいう。）

（適用の範囲）

第二条 当社の前条の利用航空運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令、当該貨物の運送にかかわる航空運送事業者（以下航空会社という。）の運送約款、又は一般の慣習によりする。

二 当社の前条に付帯する業務に関する契約は、この運送約款に定めのある場合を除き、法令、及びこれに基づき定められた運送約款又は一般の慣習によりする。

三 当社は、前項の規定にかかわらず法令に反しない範囲で特約の申込に応ずることがあります。

（約款等の変更）

第三条 この運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります（荷送人の同意）

（準拠法）

第四条 荷送人は、この運送約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。

（引受制限貨物）

第五条 この運送約款による運送契約及びこれに関する訴訟の手続きは、日本の法律に準拠します。

（受付日時）

第六条 当社は受付日時を定め店頭に掲示します。二 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の範囲）

（貨物運送の順位）

第七条 当社の貨物の運送は、荷送人から貨物を引き受けた時に始まり貨物運送状（以下「運送状」という。）に指定された荷受人に貨物を引き渡した時に終わります。

（貨物の運送の順位）

第八条 貨物運送の順位は、引受の順位によりする。ただし、航空会社において、運航上搭載制限を必要とする場合その他の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（運賃及び料金）

第九条 運賃は、引き受けた貨物の運送に対して届出をした運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金を受取ります。

（運賃請求権）

第十条 当社は、引き受けた貨物の運送に對して届出をした運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金を受取ります。二 前項の運賃及び料金は、店頭に掲示します。三 当社は、引受けた運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金の割り戻しはいたしません。（従価料金）

（運賃請求権）

第十一条 運賃、料金その他運輸に関する料金は、運送を引き受けたときに荷送人から受取ります。二 当社は、前項の規定にかかわらず貨物を引き渡すときに運賃、料金その他運輸に関する料金を荷受人から受取することに於いての荷送人の申し出を認めることがあります。

（運賃請求権）

第十二条 当社は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当社の責に帰すべき事由により滅失したときは、その運賃、料金並びにその他運輸に関する料金を請求しません。この場合において、当社は既に運賃、料金並びにその他の運輸に関する料金の全部又は一部を受取しているときは、これを払い戻します。

（運賃請求権）

第十三条 荷送人は、当社に貨物を委託する場合は、貨物一口ごとに運送状を作成し、次の項目を明記し、署名又は記名捺印しなければなりません。（1）貨物の品名、品質、個数、重量又は容積及び荷造の種類

（運賃請求権）

（2）品名
（3）荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号

（運賃請求権）

（4）發送地及び到着地
（5）運賃、料金等の支払方法
（6）運送保険契約の締結方を委託するときはその旨
（7）品代金の取立を委託するときはその旨
（8）運送状の作成地及びその作成年月日
（9）その他特別の取扱いを要するものはその希望条件

（運賃請求権）

二 運送状の作成は、荷送人の依頼により、当社が代行することがあります。ただし、その責任は、荷送人にあります。

（運賃請求権）

第十四条 当社が運送状の記載事項について疑いがあると認めたとときは貨物引受後において品名相違の疑いがあると認めたとときは、荷送人又は第三者の立合を求めて貨物を点検することがあります。

（運賃請求権）

第十五条 当社は、次の場合には、貨物引受を拒絶することがあります。二 当社が、前項の規定により点検した場合において、荷送人の申告が現品と異なる時は、点検に要した費用を荷送人に負担していただきます（引受拒絶）

（運賃請求権）

第十六条 当社は、次の各号に掲げる貨物及び航空会社において引受を制限している貨物並びに品目分類運賃適用貨物に該当し、利用航空運送扱に不適な貨物は引き受けません。

（運賃請求権）

（1）貴重品
（2）天災その他やむを得ない事由があるとき（引受制限貨物）

（運賃請求権）

第十七条 当社は、次の各号に掲げる貨物及び航空会社において引受を制限している貨物並びに品目分類運賃適用貨物に該当し、利用航空運送扱に不適な貨物は引き受けません。

（運賃請求権）

（1）貴重品
（2）天災その他やむを得ない事由があるとき（引受制限貨物）

（運賃請求権）

第十八条 当社は、次の各号に掲げる貨物及び航空会社において引受を制限している貨物並びに品目分類運賃適用貨物に該当し、利用航空運送扱に不適な貨物は引き受けません。

（運賃請求権）

（1）貴重品
（2）天災その他やむを得ない事由があるとき（引受制限貨物）

（運賃請求権）

第十九条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐えかつ、他の貨物に損害を与えないように荷造りしなければなりません。

（運賃請求権）

第二十条 荷送人は、貨物の外装又は荷札に次の事項を見易いように表示しなければなりません。（1）荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所並びに電話番号

（運賃請求権）

（2）品名
（3）個数

（運賃請求権）

（4）その他運送の取扱に必要な事項（輸送手段の変更）

（運賃請求権）

第二十一条 航空機の運航の中断又は不時着陸が発生した場合、航空会社に協力し、貨物を他の輸送機関によって前途の輸送に努めるものとします。

（運賃請求権）

二十二条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十三条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十四条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十五条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十六条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十七条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十八条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第二十九条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十一条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十二条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十三条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十四条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十五条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十六条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十七条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十八条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第三十九条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十一条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十二条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十三条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十四条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十五条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十六条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十七条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十八条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第四十九条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第五十条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第五十一条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第五十二条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

（運賃請求権）

第五十三条 航空機の運航時刻の変更、欠航、積残し、地上運送における交通渋滞、車両事故等により、貨物の全部又は一部が運送不能となった場合には、当社は、荷送人の同意を得て、他の輸送機関によって運送することがあります。

カマート運輸株式会社

エキスプレス本部
東京都港区港南五―三―二七
電話（五四六一）三二七

平成十六年八月